

●香川県公安委員会告示第3号

香川県公安委員会表彰規程及び香川県公安委員会行政処分公表規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

香川県公安委員会表彰規程及び香川県公安委員会行政処分公表規程の一部を改正する規程

(香川県公安委員会表彰規程の一部改正)

第1条 香川県公安委員会表彰規程(平成21年香川県公安委員会告示第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記様式第1号(第3条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>香川県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">香川県警察本部長</p> <p style="text-align: center;">推 薦 書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">略</div>	<p>別記様式第1号(第3条関係)</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>香川県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">香川県警察本部長</p> <p style="text-align: center;">推 薦 書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">略</div>
<p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列4番</u>とする。</p>	<p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A列4番</u>とする。</p>
<p>別記様式第2号(第8条関係)</p> <p style="text-align: center;">表 彰 台 帳 (種類 )</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">略</div>	<p>別記様式第2号(第8条関係)</p> <p style="text-align: center;">表 彰 台 帳 (種類 )</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">略</div>
<p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列4番</u>とする。</p>	<p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A列4番</u>とする。</p>
<p>別記様式第3号(第9条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">略</div>	<p>別記様式第3号(第9条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">略</div>
<p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A列3番</u>とする。</p>	<p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A列3番</u>とする。</p>
<p>別記様式第4号(第9条関係)</p>	<p>別記様式第4号(第9条関係)</p>

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A列3番とする。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A列3番とする。</p>
---	---

(香川県公安委員会行政処分公表規程の一部改正)

第2条 香川県公安委員会行政処分公表規程（平成25年香川県公安委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記様式第1号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A列4番とする。</p> <p>別記様式第2号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A列4番とする。</p>	<p>別記様式第1号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A列4番とする。</p> <p>別記様式第2号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A列4番とする。</p>

附 則

- 1 この規程は、平成31年7月1日から施行する。
- 2 改正前の規程で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。